

留意事項(Q&A)

申請にあたって、下記の点にご留意ください。

Q1. 小児慢性特定疾病指定医の更新要件として専門医資格や研修修了は必要ですか。

A1. 不要です。
小児慢性特定疾病指定医の指定においては、新規指定の場合に限り「国の定める専門医の資格」または「県が定める研修修了」が要件となっています。
(※難病指定医は小児慢性特定疾病指定医と異なり、新規・更新ともに要件を満たす必要があります)

Q2. 新規指定時は専門医資格を要件に指定を受けましたが、現在専門医を失効しています。更新は可能ですか。

A2. 可能です。
一旦新規指定されると、その後の更新(5年ごと)では同様の要件はないため、資格等の確認も行いません。

Q3. 満了日の12月31日までに更新申請できない場合、その後は指定申請はできないのですか。

A3. 指定要件を満たしていれば、翌年の1月1日以降は新規申請として指定手続が可能です。
その場合、あくまで新規指定となりますので、「国の定める専門医の資格」または「県が定める研修修了」の要件を満たす必要があります。

Q4. 複数の医療機関で勤務しています。それぞれで手続きが必要ですか。

A4. 「主たる勤務先の医療機関」にて申請を行ってください。
(主たる勤務先の医療機関で指定医として指定されていれば、兼務先の医療機関でも医療意見書を作成することが可能です。)

Q5. 異動により当初指定時の主たる勤務先と現在の主たる勤務先が異なっています。変更届を提出していない場合、更新申請はどのようにすればよいですか。

A5. ①岡山市・倉敷市を除く県内の異動(例:高梁市→津山市)の場合

更新申請書の変更事項記載欄に、現在の主たる勤務先の情報を記載してください。

②岡山市・倉敷市を除く県内の医療機関→岡山市・倉敷市または県外の医療機関への異動の場合

岡山県へ「指定医指定辞退申出書(様式第5号)」を提出するとともに、異動先の都道府県、政令市または中核市へ指定申請をお願いします。

③岡山市・倉敷市または県外の医療機関→岡山市・倉敷市を除く県内の医療機関への異動の場合

異動前の都道府県、政令市または中核市へ辞退届を提出するとともに、岡山県へ「指定医指定申請書(様式第1号)」を提出してください。

※各種様式は岡山県HPからダウンロード可能です。

(<https://www.pref.okayama.jp/page/849812.html#3>)

【更新についてのご案内はこちら】

(岡山県HPの右上「ページ番号検索」に、「0937941」と入力し、検索すると閲覧可能です。)

